参政権，請求権

ポイント 1　参政権

＿＿＿にあてはまる語句を確認しましょう。

① 参政権とは

参政権：国民が政治に参加する権利

資料1 参政権の例（投票の様子）

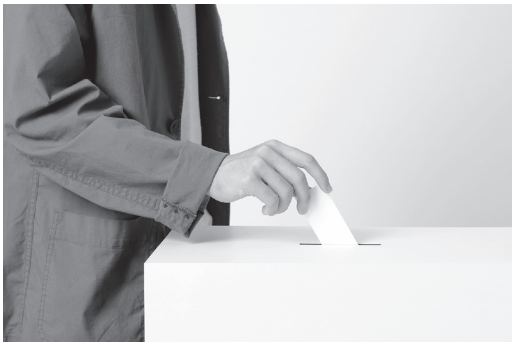

② 参政権の種類

選挙権：首長（しゅちょう），国や地方公共団体（ちほうこうきょうだんたい）などの議員を投票によって選出することができる権利
満（まん）18歳（さい）以上の国民に認められている

被選挙権：選挙に立候補することができる権利

請願権（せいがんけん）：国や地方公共団体に対してさまざまな要望をする権利

最高裁判所（さいばんしょ）裁判官の国民審査権
地方自治特別法の住民投票権
憲法改正の国民投票権

ポイント2 請求権

＿＿にあてはまる語句を確認しましょう。

① **請求権とは**

請求権：国民が人権を侵害(しんがい)されたときに，
国や地方公共団体に対して救済などを求める権利

② **請求権の種類**

裁判を受ける権利
国家賠償(ばいしょう)請求権
刑事補償(ほしょう)請求権など

資料2 裁判所

確認テスト

次の問いに答えなさい。

(1) 国民が政治に参加する権利を何というか。　**参政権**

(2) 選挙で代表者を選ぶ権利を何というか。　**選挙権**

(3) 選挙に立候補することができる権利を何というか。　**被選挙権**

(4) 国や地方公共団体に対してさまざまな要望をする権利を何というか。　**請願権**

(5) 国民が人権を侵害されたときに，国や地方公共団体に対して救済などを求める権利を何というか。　**請求権**